

中小企業等経営強化法に基づく
経営革新計画申請の手引き

令和7年4月

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

目次

1. 経営革新計画の概要	- 1 -
(1)「経営革新」の定義	- 1 -
(2)承認基準	- 2 -
(3)審査のポイント	- 2 -
2. 申請者の要件	- 3 -
3. 経営革新計画承認手続きの流れ	- 4 -
4. 申請書類及び申請書の書き方	- 5 -
5. 支援策	- 6 -
(1)中小企業信用保険法の特例(信用保証の特例)	- 7 -
(2)山形県商工業振興資金による融資	- 7 -
(3)日本政策金融公庫(日本公庫)による低利融資制度	- 7 -
(4)日本政策金融公庫 スタンドバイ・クレジット制度【中小企業事業】	- 8 -
(5)販路開拓コーディネート事業	- 8 -
(6)中小企業投資育成株式会社法の特例(投資の特例)	- 8 -
(7)起業支援ファンドからの投資	- 8 -
(8)特許関係料金減免制度	- 9 -
6. 承認後	- 9 -
(1)計画の進捗状況に関する調査について	- 10 -
(2)承認後のPR 方法について	- 10 -
(3)支援策について	- 10 -
(4)住所や企業名等を変更された場合	- 10 -
(5)計画内容を変更しなければならなくなった場合	- 10 -
7. よくあるご質問	- 11 -
8. お問い合わせ・申請窓口	- 12 -

1. 経営革新計画の概要

山形県及び(公財)やまがた産業支援機構では、県内事業者の経営革新への取り組みを支援するため、中小企業等経営強化法に基づき、事業者が自ら策定する新事業計画(経営革新計画)を審査し、一定の革新性、経営の向上、実現可能性のある計画を承認しています。

承認を受けた企業は、計画達成に向けて様々な支援策の利用申請ができるようになります。

さらに、策定した経営革新計画は、新たな取組みを成功させるために自社が何をすべきかを明確化し、着実に目標へ到達するための「道しるべ」となります。ぜひ、計画の策定にチャレンジしてみてください。

(1)「経営革新」の定義

中小企業等経営強化法では「経営革新」を以下のように定義しており、本制度ではこれに該当する計画を作成する必要があります。

(定義)「事業者が新事業活動^Iを行うことにより、その経営の相当程度の向上^{II}を図ること」

I. 新事業活動とは

以下の5つの「新たな取組み」を言います。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務(サービス)の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務(サービス)の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

「新たな取組み」は、その企業にとって新しい取組みであれば「新たな事業活動」に該当します。

ただし、全国的に見て(地域性のあるものはその地域で)ほとんどの企業で導入している場合は、対象外となります。

II. 経営の相当程度の向上とは

経営革新による経営の相当程度の向上を示す指標として、付加価値額(又は一人当たり付加価値額)と給与支給総額があります。

- ・「付加価値額」： 営業利益＋人件費＋減価償却費
(一人当たり付加価値額は、付加価値額を従業員数で除したもの)
- ・「給与支給総額」： 役員及び従業員に支払う給料、賃金及び賞与並びに給与所得とされる手当(残業手当、休日手当、家族(扶養)手当、住宅手当 等

○経営革新計画では、計画の最終年において以下の数値をともに満たす必要があります。

計画期間	付加価値額または一人当たり 付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6.0%以上
5年	15%以上	7.5%以上

(2)承認基準

経営革新計画の承認基準は、次に掲げる①から⑧までのいずれをも満たし、かつ、計画全体の目標が実現可能性を有するものであることとします。

なお、現に営んでいる事業が関係法令に違反し、又は違反するおそれがある特定事業者や、公的な支援を行うことが適当でない特定事業者が作成した経営革新計画については、承認を行いません。

- ①実施主体が特定事業者であること。
- ②「新たな取り組み」を経営革新の内容としていること。
- ③計画の実行によって、「相当程度の経営の向上」が見込まれること。
- ④計画の実施項目が具体的かつ実現が見込まれるものであること。
- ⑤計画の実施項目の実施時期等が適切であること。
- ⑥必要な資金の調達額及び調達方法等が適切であること。
- ⑦経営革新計画の事業内容が公序良俗に反しないこと又はそのおそれがないこと。
- ⑧経営革新計画が関係法令に違反しないこと又はそのおそれがないこと。

(3)審査のポイント

上記(1)、(2)を踏まえ、以下の2点が審査のポイントとなります。

①新規性

自社にとって新しい取り組みであると同時に、同業他社と比較して差別化が図られていること。

②実現可能性・計画性

マーケットや販路、資金調達方法等が十分検討され、実現可能性の高い計画であること。

2. 申請者の要件

申請者の要件は、特定事業者であることです。

「特定事業者であること」について

特定事業者として本法の申請対象となる会社及び個人の基準は以下の【表1】となります。また、【表2】に掲げた組合等も申請対象となります。

【表1】特定事業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業、小売業	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業	500人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】申請対象者となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2／3以上が特定事業者であること

(注)1 企業組合及び協業組合も特定事業者として本法の対象となります。

(注)2 一般社団法人は、特定事業者には該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2／3以上が中小企業等経営強化法第2条の特定事業者であるものについては、本法の対象となります。

3. 経営革新計画承認手続きの流れ

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

1. 支援機関（やまがた産業支援機構、商工会議所、商工会等）への相談

- 申請者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援策等についてご相談ください。
- やまがた産業支援機構をはじめ、認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会、金融機関）等でも相談を受け付けております。お近くの支援機関については、中小企業庁のHPで検索できます。
https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea



2. 事業計画の策定、必要書類の作成等

- 申請書は、山形県商業振興・経営支援課のホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/keieikakushin.html>
- 申請書は、記載要領に従って記載してください。
- 計画策定にあたっては、やまがた産業支援機構又は商工会議所・商工会の職員やアドバイザー等がヒアリングをしながら支援を行います。
やまがた産業支援機構の窓口 <https://www.ynet.or.jp/keiei/innovation.html>



3. やまがた産業支援機構へ申請書を提出

- 作成した申請書及び計画書を、やまがた産業支援機構へ提出してください。



4. 面談・訪問調査

- 申請書の内容について詳細にお伺いします。
- 面談は複数回実施することもありますので、ご了承ください。



5. 山形県知事の承認



6. 進捗状況調査

- 承認後、概ね1年経過及び期間満了時に計画の進捗状況に関する調査を行います。

4. 申請書類及び申請書の書き方

申請にあたっては、下記書類が必要です。

申請書様式は、山形県商業振興・経営支援課又はやまがた産業支援機構のホームページからワード及びエクセルの形式でダウンロードできます。また、作成にあたってはやまがた産業支援機構のホームページに掲載している「雛形・ポイント」を参照してください。

【山形県商業振興・経営支援課ホームページ】

<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/keieikakushin.html>

【やまがた産業支援機構ホームページ】

<https://www.ynet.or.jp/keiei/innovation.html>

○申請書類

（株式会社・有限会社・組合等法人の場合）

1. 申請書

添付資料

2. 定款（写し）

3. 最近3期分の財務諸表

4. 会社概要（パンフレット等）

5. 経営革新計画に関する企画書類等の補足資料（適宜）

（個人事業主の場合）

1. 申請書

添付資料

2. 最近3期分の確定申告書（税務署の受付印を押したもの）及び決算書（写し）

（青色申告：損益計算書・貸借対照表、白色申告：収支内訳書）

3. 会社概要（パンフレット等）

4. 経営革新計画に関する企画書類等の補足資料（適宜）

5. 支援策

経営革新計画の承認を受けると、低利の融資や販路開拓の支援など様々な支援策に申請できます。

また、一部の補助金の審査時の加点要件となる場合があります（補助金制度における優遇措置については、やまがた産業支援機構等にお問い合わせください。）。

○経営革新計画の承認は、支援策の実行を保証するものではありません。経営革新計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が別途必要になります。

○支援策の利用を希望する場合は、経営革新計画の申請と並行して支援策の実施機関にあらかじめ相談するなど、密接な連絡を取ってください。

《主な支援策の内容》

【保証・融資の優遇】

- (1) 中小企業信用保険法の特例
- (2) 山形県商工業振興資金の融資
- (3) 日本政策金融公庫による低利融資制度

【海外展開支援】

- (4) 日本政策金融公庫スタンバイ・クレジット制度

【販路開拓の支援措置】

- (5) 販路開拓コーディネート事業

【投資の支援措置】

- (6) 中小企業投資育成株式会社法の特例
- (7) 起業支援ファンドからの投資

【その他】

- (8) 特許関係料金減免制度
- (9) 山形県中小企業まるっとサポート補助金

(1) 中小企業信用保険法の特例(信用保証の特例)

金融機関から借り入れる事業資金に関し、信用保証協会の保証限度額の別枠が利用できます。

限 度 額	通 常
普通保証	2 億円以内
無担保保証 (うち無担保無保証人保証)	8,000 万円以内 (うち 1,250 万円以内)

+

別 枠
2 億円以内
8,000 万円以内 (うち 1,250 万円以内)

問い合わせ先 山形県信用保証協会 TEL:023-647-2240(本店営業部)

(2) 山形県商工業振興資金による融資

県では、経営革新計画に基づき事業を行う方向けの融資メニューを設けています。

また、併せて信用保証協会の保証をご利用いただく場合、保証料の軽減措置を受けることができます。

なお、ご利用にあたっては、取扱金融機関を通して、県の認定を受ける必要があります。

詳しくは、県商業振興・経営支援課のホームページを参照してください。

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shien/17shikin.html>

問い合わせ先 山形県商業振興・経営支援課 TEL:023-630-2359(金融担当)

(3) 日本政策金融公庫(日本公庫)による低利融資制度

日本公庫においても、経営革新計画の承認を受けた方向けに低利での融資を行っています。
詳細な要件や条件等は、日本公庫にお問い合わせください。

問い合わせ先

日本政策金融公庫 国民生活事業 山形支店 TEL:023-642-1331
米沢支店 TEL:0238-21-5711
酒田支店 TEL:0234-22-3120
中小企業事業 山形支店 TEL:023-641-7941

(4)日本政策金融公庫 スタンドバイ・クレジット制度【中小企業事業】

スタンドバイ・クレジットとは、債務の保証と同様の目的のために日本政策金融公庫が発行する信用状です。

国内親会社の海外支店または海外現地法人が海外金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、日本政策金融公庫が提携する海外金融機関に対して信用状を発行し、海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する制度です。

問い合わせ先

日本政策金融公庫 中小企業事業 山形支店 TEL : 023-641-7941

(5)販路開拓コーディネート事業

中小企業基盤整備機構では、新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを支援しています。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構(東北本部) TEL:022-716-1751

(6)中小企業投資育成株式会社法の特例(投資の特例)

原則、資本金の額が3億円以下の企業が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長を図ることができます。

問い合わせ先 東京中小企業投資育成株式会社 TEL:03-5469-1811

(7)起業支援ファンドからの投資

投資会社等が組成する設立5年未満の創業又は成長初期の段階にある中小企業者への投資・ハンズオン支援を目的としたファンドに対し出資を行い、創業初期の中小企業者等を資金面及び経営面から支援します。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL:03-5470-1673

(8)特許関係料金減免制度

承認を受けた経営革新計画に基づく特許申請について、関係料金の軽減措置があります。

問い合わせ先 東北経済産業局 知的財産室 TEL : 022-221-4819

(9)山形県中小企業まるっとサポート補助金（稼ぐ力向上支援事業・収益力向上枠）

国等の認定を受けた各種計画（経営革新計画を含む）に基づく設備投資であって、収益力の向上に資する取組みに対する補助金です。経営革新計画の承認に加え、「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表することが要件となります。

制度について、詳細な要件・最新の情報は県ホームページをご覧ください。

※通年の募集ではありません。

URL : <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/marusapo.html>

問い合わせ先 山形県商業振興・経営支援課 TEL:023-630-2354（企業振興担当）

6. 承認後

(1) 計画の進捗状況に関する調査について

経営革新計画の承認後、概ね1年経過及び期間満了時に、中小企業等経営強化法に基づいて計画の進捗状況に関する調査を実施します。

(2) 承認後の PR 方法について

経営革新計画の承認は、企業が新たに取り組む事業計画について、一定の革新性、経営の向上、実現可能性等の有無を審査し、承認するものです。企業価値向上などのため積極的にPRに活用してください。ただし、新しい商品の品質やサービスの内容を保証するものではありませんので、消費者に誤解が生じないようにご注意ください。

(3) 支援策について

経営革新計画の承認は支援策が利用できることを保証するものではありません。支援策の申請対象となったということであり、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関における審査が別途必要となります。

支援策の利用を希望する場合は、経営革新計画の申請と並行して支援策の実施機関にあらかじめ相談するなど密接な連絡を取ってください。

(4) 住所や企業名等を変更された場合

承認後、企業名、住所、連絡先等を変更された場合は、変更届出書(任意様式)に、当該事項が変更されたことがわかる書類を添えて、やまがた産業支援機構に届出をしてください。

(5) 計画内容を変更しなければならなくなった場合

以下のア～オの要件に該当することとなった場合には、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書(様式第14)」により、やまがた産業支援機構に変更の申請を行い、山形県知事の承認を得てください。

様式については下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/keieikakushin.html>

【変更申請該当要件】

- | |
|---|
| ア 実施する事業の内容に、承認経営革新計画の趣旨又は目標を変えてしまうこととなるような変更が生じた場合 |
| イ 実施する事業の時期が、事業年度を越えて実施されるなど、計画全体に影響を及ぼすような変更が生じた場合 |
| ウ 設備全体の能力に影響を及ぼすような機種又は台数の変更が生じた場合 |
| エ 設備単価の大幅な増減や運転資金の大幅な変更により、資金調達額に大幅な変更が生じた場合 |
| オ 上記アからエ以外にも軽微な変更とは認められない場合 |

7. よくあるご質問

Q1. 「新たな事業活動」とは、どの程度新しいものである必要があるのか。

⇒その企業にとって新しい取り組みであれば「新たな事業活動」に該当します。ただし、全国的に見て(地域性のあるものはその地域で)ほとんどの企業で導入している場合は、対象外となります。

Q2. 創業間もない企業は、申請することは可能か。

⇒過去1年間の営業実績がある企業であれば、申請が可能です。その場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を提出してください。

Q3. 計画終了時に目標を達成できなかった企業には、何らかのペナルティがあるのか。

⇒経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由に、承認の取消し等のペナルティを行うことはありません。

Q4. 承認を受けた計画から設備投資時期や融資実行時期が変わる場合、変更の手続きが必要か。

⇒事業年度内の変更であれば手続きは不要ですが、年度をまたいだ変更となる場合は変更申請を行っていただく必要があります。

Q5. 承認を受けた計画から設備投資額や融資額が変わる場合、変更の手続きが必要か。

⇒計画の趣旨を変えないような軽微な変更(若干の増減等)であれば、手続きは不要です。ただし、金融機関や信用保証協会等での手続き上、変更申請を求める場合があります。

Q6. 計画の承認を受けた企業が廃業した場合、変更の申請や届出等の手続きは必要か。

⇒手続きの必要はありません。なお、廃業等の事実が確認できた場合、県が承認を取り消す場合があります。

Q7. 計画承認後、つなぎ資金の融資を受けてもよいか。

⇒構いません。ただし、信用保証協会の保証を利用する場合、つなぎ資金に制約がある場合がありますので、金融機関とご相談ください。

Q8. 経営革新計画の期間中である企業が、別の経営革新計画の申請を行うことは可能か。

⇒既存事業及び承認を受けている経営革新計画とは別の事業であれば、申請が可能です。ただし、承認を受けた経営革新計画の遂行時に派生した事業の場合、変更申請での対応となります。

Q9. 承認を受けた経営革新計画の計画期間を変更する場合、変更の手続きが必要か。

⇒変更申請を行う必要があります。

8. お問い合わせ・申請窓口

(公財) やまがた産業支援機構 経営支援部

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階

Tel:023-647-0664 Fax:023-647-0666

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 山形県庁8階

Tel:023-630-2359 Fax:023-630-3267